

令和2年10月15日開会

令和2年10月15日閉会

第5回久慈広域連合議会定例会会議録

久慈広域連合議会

目

次

第5回久慈広域連合議会定例会

○議事日程第1号	1
○会議に付した事件	1
○出席・欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のための出席者	1
○開会・開議	1
○諸般の報告	1
○会期の決定	1
○会議録署名議員の指名	2
○選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	2
○認定第1号、認定第2号及び議案第1号、 議案第2号並びに報告第1号、 報告第2号	2
提案理由の説明	2
総括質疑	4
○一般質問	5
9番小倉利之君	5
広域連合長答弁	6
再質問	7
5番信田義朋君	11
広域連合長答弁	11
再質問	12
14番城内仲悦君	13
広域連合長答弁	14
再質問	15
○認定第1号	19
質疑	20
採決	25
○認定第2号	25
質疑	26
採決	29
○議案第1号	29
質疑	29
採決	30
○議案第2号	30
質疑	31
採決	32
○閉会	32
署名	33

第5回久慈広域連合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年10月15日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第4 認定第1号、認定第2号及び議案第1号議案第2号並びに報告第1号、報告第2号
提案理由の説明・総括質疑
- 第5 一般質問
- 第6 認定第1号（質疑・討論・採決）
- 第7 認定第2号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第2号（質疑・討論・採決）

出席議員（14名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 野場 義時君 | 2番 森田 幸一君 |
| 3番 小野寺 豊君 | 4番 野崎 泰斗君 |
| 5番 信田 義朋君 | 6番 南 一郎君 |
| 7番 金沢 秀男君 | 8番 下館 岩吉君 |
| 9番 小倉 利之君 | 10番 二子 賢一君 |
| 11番 黒沼 繁樹君 | 12番 泉川 博明君 |
| 13番 佐々木 栄幸君 | 14番 城内 仲悦君 |

欠席議員（0名）

事務局職員出席者

- | | |
|----------|----------|
| 書記 下上 幸紀 | 書記 板垣 俊隆 |
| 書記 谷地 弘樹 | 書記 中村 安耶 |

会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第4 認定第1号 令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算
認定第2号 令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）
議案第2号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
報告第1号 令和元年度久慈広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号 令和元年度久慈広域連合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 認定第1号 令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算
- 日程第7 認定第2号 令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第8 議案第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第2号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

説明のための出席者

- | | |
|---------------|---------------|
| 広域連合長 遠藤 譲一君 | 副広域連合長 水上 信宏君 |
| 副広域連合長 小田 祐士君 | 副広域連合長 榎屋 伸夫君 |
| 監査委員 石渡 高雄君 | 事務局長 上有谷 満君 |
| 消防長 大粒来輝行君 | 会計管理者 蒲野喜美男君 |
| 消防次長 立白 勝君 | 消防次長 城内 和彦君 |
| 総務企画課長 吉田 義行君 | 介護保険課長 橋本 藤雄君 |
| 衛生課長 中新井田理君 | 久慈消防署長 中屋敷 亨君 |
| 洋野消防署長 野中 修孝君 | |

~~~~~

## 午前10時00分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） おはようございます。ただいまから第5回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告8件が提出され、お手元に配付してあります。

~~~~~

## 日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に二子賢一君、黒沼繁樹君を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（佐々木栄幸君） 日程第3、「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることと決定いたしました。

次に、指名の方法は、当職において指名することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって、当職から指名いたします。

久慈広域連合選挙管理委員会委員に、久慈市の大沢寿一君、洋野町の梨木公視君、野田村の橘正剛君、普代村の中居正君を、同補充員に、久慈市の二又久人君、洋野町の舘勝男君、野田村の沢里賢雄君、普代村の太田保正君をそれぞれ指名いたします。

なお、補充員の順序は、ただいまの指名の順序であります。

お諮りいたします。

ただいま当職において指名いたしました、大沢寿一君ほか3人を久慈広域連合選挙管理委員会委員に、二又久人君ほか3人を指名の順序のとおり、同補充員の当選人と定めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、指名のとおり当選されました。

~~~~~

日程第4 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、認定第1号、認定第2号及び議案第1号、議案第2号並びに報告第1号、報告第2号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蒲野会計管理者。

○会計管理者（蒲野喜美男君） 私からは、本定例会に提案いたしました認定案件2件の提案理由について、ご説明申し上げます。

初めに、決算書1ページをお開き願います。

認定第1号「令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」であります。

2ページ、3ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、ページ下段の歳入合計欄で申し上げます。

令和元年度の予算現額は66億4,548万9,000円で、収入済額は55億9,223万1,114円となっております。不納欠損額はゼロ円、収入未済額は10億6,722万9,395円となっております。

次に歳出であります。4ページ、5ページをご覧ください。

ページ下段の歳出合計欄で申し上げます。

支出済額は50億7,193万1,375円、翌年度繰越額は14億9,016万7,000円、不用額は8,339万625円となっております。したがって、4ページ欄外記載のとおり、歳入歳出差引き残額5億2,029万9,739円の剰余金を生じております。

38ページをご覧ください。

この剰余金から予算繰越しに伴う翌年度へ繰り越すべき財源4億2,019万円を差し引いた実質収支額は1億11万円です。

次に、39ページをご覧ください。

認定第2号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」であります。

40ページ、41ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、ページ下段の歳入合計欄で申し上げます。

令和元年度の予算現額は69億1,066万1,000円で、収

入済額は69億5,110万4,105円となっております。不納欠損額は635万8,900円、収入未済額は1,418万5,740円となっております。

次に、歳出であります。42ページ、43ページをご覧ください。

ページ下段の歳出合計欄で申し上げます。

支出済額は68億371万6,229円で、不用額は1億694万4,771円となっております。したがって、42ページ欄外記載のとおり、歳入歳出差引き残額1億4,738万7,876円の剰余金を生じております。

以上が、令和元年度久慈広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算認定案件2件であります。

なお、詳細につきましては、附属書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び別冊の主要な施策の成果を説明する書類を提出しております。

以上で、決算認定案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） 私からは、本定例会に提案いたしました議案2件及び報告2件の提案理由について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,948万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ80億8,001万5,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。令和元年度決算剰余金の計上並びに介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額等を計上したものであります。

款及び項の補正は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,812万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ70億1,130万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入は、令和元年度決算に伴う繰越金などの計上、歳出は、前年度給付金の確

定に伴う国、県への返還金などを計上したものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、報告第1号「令和元年度久慈広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。補正予算において、繰越明許費として議決いただきました汚泥再生処理センター建設事業について、本計算書のとおり、事業費を令和2年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第2号「令和元年度久慈広域連合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」であります。天候不良により事業実施が困難となったため、年度内に事業が完了できなかった再資源化処理施設ストックヤードのり面復旧について、補助災害復旧事業、単独災害復旧事業、それぞれ本計算書のとおり、事業費を令和2年度へ繰り越したものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） 次に、令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員から審査意見の概要の説明を求めます。

石渡監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） それでは、令和元年度久慈広域連合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の審査結果について、その概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております審査意見書によりご承知くださるようお願い申し上げます。

まず、審査に付された決算書及び附属書類でございますが、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数的に正確であり、各会計の決算収支額は出納閉鎖日である令和2年5月31日現在の現金出納日計表と一致していることを確認したところであります。

また、予算執行及びその結果は、法令並びに予算議決の趣旨に沿って適正に執行されているものと認められたところであります。

次に、決算収支の状況についてであります。一般会計では、歳入総額は、55億9,223万1,114円で、歳出

総額は、50億7,193万1,375円でありまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、5億2,029万9,739円で、この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億10万9,379円の黒字となっております。

また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も、1,015万1,036円の黒字となっております。

一方、介護保険特別会計では、歳入総額は、69億5,110万4,105円で、歳出総額は、68億371万6,229円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、実質収支はともに、1億4,738万7,876円の黒字となっております。

また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も、1,078万6,222円の黒字となっております。

なお、介護保険事業の軸財源であります保険料の収納状況につきましては、全体の収納率は98.30%で、前年度と比較して0.01ポイント下回りましたが、普通徴収分の収納率は80.44%で、前年度と比較して0.26ポイント上回っております。

現在の厳しい社会経済情勢の中で、徴収努力は認められるところでありますが、負担の公平性を保ち、介護保険事業の適正な運営のためにも、引き続ききめ細やかな対応により関係者の認識と理解を求め、財源の確保に努められるよう望むものであります。

以上、審査概要について申し上げましたが、久慈広域連合は、広域計画に基づき、効率的な組織運営、計画的な施設整備に取り組んでいるところでありますが、台風災害による既存施設の復旧工事や、汚泥再生処理センターの建設など、引き続き大きな支出が見込まれており、行財政を取り巻く環境は依然として厳しい情勢にありますことから、今後とも、構成市町村との連携を緊密にし、住民ニーズと社会情勢を見極めながら、より一層の効率的、効果的な運営により、広域圏の一体的な発展と圏域住民の福祉の増進に寄与されるよう望みまして、審査結果の概要説明といたします。

○議長（佐々木栄幸君） これより、提出議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 報告はここでしか聞けない

ので、聞かせていただきますが、全員協議会でも説明あったところで、事故繰越しの分ですが、説明では令和2年3月より事業実施が困難になったということになってはいますが、このストックヤードについては既に完成しているのかどうか、現状についてお聞かせいただきたいと思っております。事故繰越しですね、既に発注しているかと思っておりますが、その点の事業実施状況についてお聞かせください。

もう一つは、この第1号のほうですけど、汚泥処理センター事業についてはいろいろ問題が起きて補正計上ずっと続けてきたわけでありまして、この補正計上のあり方についてちょっと疑問を感じたわけなんです。というのは、当初計画については全4市町村で負担率によって分担するわけで、負担していくわけですけど、随分当初の計画どおりいなくて、例えば雨水排水路、用地買収等、億単位で増えてきた部分があるんですね。その分について、確かに広域連合でやっているわけですけども、地元の負担となって、どっかで考える必要あるんじゃないかって気がしてどうも疑問に思ったんですが。例えば1億いろんな形で増えるんだといったときには半分地元、市町村が負担して、残りについては分担金として従来どおりの利率で負担していくんだという考え方、その辺はまず考えてなかったのかどうか、考えなかったのかどうか、お聞かせいただきたいんですね。そうでないと、なかなか当初計画がこうで全体の割合がこうですよとってスタートしたんですけども、それが仕事が進むにつれて、当初計画した私たち自身がやったことより、大幅に、例えば雨水排水とか用地買収とか雨水排水工事の問題も含めて負担が増加しているわけですけど、その点について、単純に全て増加になった分も負担割合において負担していくのってあたりがどうもちょっと疑問だなんて思ったんですが、その辺お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず1点目の事故繰越し、ストックヤードの完成だったんですけども、こちらにつきましては、8月に完成をして完了検査を終えております。あと、繰越し明許の部分の汚泥再生処理センターの関係のご質問でございますけども、まず、そちらのほうにつきましては、施設に必要なものでございますので、これにつきましては、やはり連合で整備をしなければならないということで予算のほうを計

上させていただいております。ただ、道路とかそういう拡幅とかにつきましては、地元のほうの洋野町さんのほうにお願いをしているという状況でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） いろいろな考え方をすれば、汚泥処理センターに直接関わる部分については従来どおりの負担割合でやっている。道路の拡幅、いわゆる町道等については、現地の町にお願いして、整備させていただいているということ、なわけですね。そうすると、ここの具体的に聞きますと、この整備に関わって洋野町さんが道路拡幅等に関わって同時に支出している予算計上はどの程度なってますか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、そちらの予算についてはこちらのほうでまだ把握しておりませんので、ただ、拡幅する箇所とかについては、こちらのほうで以前拡幅したほうがいいのかという箇所については伝えておりますけども、まだそちらの事業費までは確認をしていないところでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうしますと、必要な拡幅については、洋野町さんと話し合いをしてるんだが、場所も決定した上でその予算もこれからののか、実施はいつなのか、例えば汚泥処理センターが完成をして、それが事業が動いたときに間に合うという形での町道の整備がなされるのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 今、そちら設計のほうをやっているということで、まだ事業費までは計上しているかどうかについては確認は取れていないところでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ぜひ、そういった形で町道については地元の自治体が負担していただけるということで本当にいいことではございますが、そういう点では今、設計段階だということですけど、その辺の進捗状況については、やっぱりこの事業のことによって動いている仕事なわけですから、それがリンクできるような形で私たちどもに報告いただいて、現状こうだというお話、このぐらい洋野町さんから協力いただいていますというお話がね、もらえるような状況を私はつくっていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） そちらにつきましては、情報を収集し、議員のほうにお伝えできるように調整してまいりたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（佐々木栄幸君） 日程第5、一般質問を行います。

順次質問を許します。9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） 令和2年10月第5回広域連合議会定例会一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、新型コロナウイルス感染者が全国平均1日500名を超えているという状態にあり、いまだ後を絶ちません。現在ワクチンの開発が進められており、11月以降には治験データも公表される見込みというふうに聞いております。一日も早い終息と安心して暮らせる日常生活を願うばかりでございます。また、昨年10月12日に襲来いたしました台風19号から1年が経過をいたしました。当広域管内でも家屋被害や土砂災害を受け、特にも普代村さん、そして久慈市では東日本大震災を上回る被害を被ったところでございます。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧復興をお祈り申し上げます。

それでは、先ほどの報告の回答にもございましたけれども、通告に従いまして連合長に一般質問をさせていただきます。

質問の第1は久慈広域連合で発注いたしました工事管理体制についてであります。

久慈広域連合で発注した工事管理をつかさどる部署と工事管理体制についてお伺いをいたします。

2つ目は、汚泥再生処理センターの進捗状況について、2点お伺いいたします。

1点目は、汚泥再生処理センターの変更協議は再三にわたっております。変更経緯、工事費、そして工期延長について具体的にお示しをください。

また、地中支障物は何か、除去方法についてもお伺いをいたします。

質問の3点目はごみ焼却場へのアクセスについてであります。

1点目は、国道395号からごみ焼却場への想定ルートをお示しください。

2点目は、現在通行禁止となっております夏井の圃場内の一部を農地転用し、公衆用道路とした場合の費用便益についてお伺いをいたします。

質問の4点目は、消防行政の無人航空機の利活用についてであります。

1点目は、防災センターに無人航空機が配備されております。その活用状況と技能訓練の状況、並びに昨年の利用実績についてお聞かせください。

2点目は、空から監視する防災は市民の安全安心に極めて有効であります。火災発生時、災害時、そして救難救助、その他調査に効果を発揮いたします。各消防署、分署への配備計画についての考えについてお伺いをいたします。

以上、登壇しての一般質問といたします。よろしくお願いたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤謙一君）** 小倉利之議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、久慈広域連合で発注した工事の管理体制についてお答えをいたします。

久慈広域連合で発注した工事の管理をつかさどる部署は、工事発注課としておられるところであります。

また、工事管理体制についてであります。通常は担当課職員を監督員としておりますが、工事の規模や種類により、担当課職員以外の監督が必要な場合は、建設コンサルタント等に施工管理を委託することもあるところであります。

次に、汚泥再生処理センターの進捗状況についてお答えをいたします。

まず、変更経緯、工事費及び工期延長についてであります。水道ポンプ施設の追加については、上水道の水圧不足が判明したため、工事費約3,000万円の増で、工期延長はありません。町道側溝改修につきましては、町道側溝の流末が私有地であることが判明したため、工事費約1億4,993万1,000円の増で、工期延長はありません。埋蔵文化財調査につきましては、建設地で小規模な遺構及び遺物が発見されたため、調査費2,988万6,000円の増、工事中止に伴う人件費や仮設事務所等に係る経費約5,600万円の増、工期延長は約9カ月であります。くい工事の地中障害物除去につきましては、掘削中に大きな石が発見されたため、工事費約4,000万円の増、工期延長約1カ月半が必要となっ

ており、現在、各変更内容について工事受注者及び施工管理コンサルタントと協議中であります。

次に、くい工事における地中支障物の内容及び除去方法についてであります。支障物は40センチメートルから1.5メートル程度の大きな石であり、除去方法は、全周回転式工法で、直径1メートルの筒状のケーシングを回転しながら圧入し、クラムシェル型ハンマーグラブでケーシング内のくりぬいた石や土砂を掘削除去する方法であります。

次に、ごみ焼却場へのアクセスについてお答えをいたします。

まず、国道395号からごみ焼却場への想定ルートであります。陸中夏井駅周辺より南側からの車両は、国道395号からローソン久慈湊町店脇の市道を経由し、北側からの車両は国道395号夏井橋交差点から夏井川右岸堤防及び野中橋たもとを経由して、焼却場へ搬入しているものと想定しております。

次に、現在通行禁止となっている夏井橋交差点から総合防災公園園路入り口までの圃場内の一部を公衆用道路とした場合の費用便益についてであります。夏井橋交差点から焼却場へ進入している車両が当該道路を利用するものと仮定した場合、費用便益比は概算で0.07と捉えております。

次に、消防行政の無人航空機の利活用についてお答えをいたします。

まず、無人航空機の活用状況と技能訓練の状況並びに昨年の利用実績についてであります。久慈市総務部消防防災課所管の無人航空機を運用管理規程に基づき、指揮支援隊として災害時に運用し、火災による延焼状況、消防隊の部隊活動や捜索活動の災害現場状況を俯瞰的に把握するため活用しております。

技能訓練につきましては、指揮支援隊員を中心に年間を通じて内部訓練を実施しており、操縦技術の向上に努めているところであります。

また、昨年の利用実績につきましては、火災調査1件であります。平成29年の運用開始からは17件となっております。

最後に、各消防署、分署への配備計画についてであります。山形分署以外の署所では、各市町村で整備した無人航空機を無償で借用させていただいております。

以上で、小倉利之議員に対する私からの答弁を終わ

ります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** ありがとうございます。

まず、2番目の汚泥再生処理センターについてですが、これはある程度事前に聞き取りを行ったこともございますし、先ほどの城内さんの報告事項に対する回答でも大体明確になった部分もございますけれども、これについて、当初広域連合で議題になったときに、開発行為をするべきだというふうなことからスタートしたと思うんですね。それを規制区域ではないということでやらなくてもいいということからスタートした経緯があったと思います。それによってこのように、ずるずる、ずるずるとどんどん、どんどん懸案事項が出てきたという経緯があると思うんですけれども、その辺のご認識についてどのように考えていらっしゃいますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず、汚泥再生処理センターの整備につきましては、林地開発協議とかあとは市町村との協議とかってということで、様々な協議を重ねてきたわけでございますけれども、まず、先ほどお話ししたとおり、整備以外で新たな問題ということで場内の雨水の排水については、町道側溝に流すということでやりましたけれども、それが民有地ということで、民有地に流せないかどうかかっていうことで、県のほうに協議したら、やはりその部分については沢までちゃんと整備をしなければならないということと、あとはそれに対して環境影響評価も再度しなければならぬような話になりまして、そこまで気づかなかったのかって言われますと、今考えてみると、気づける部分もあったのかもしれませんが、当時はそこまでは気づかなかったということで整備が進んでいるものでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** ざっと考えてみましても、例えば水路の排水、放流地点の問題にしても、もちろん当初からハナカジカのことはございましたし、レッドデータブックのBランクのものもあつたはずですね。それから、特にも、埋蔵文化財の包蔵地となりますと、これはもう当然最初から分かっていたことなわけですね。そういった意味で、やはりそういったところ解消

するために開発行為あるいは共同土でありますと、開発協議というところでお互いの行政のすり合わせをするというふうなことだったと思うんですね。ですので、やはり今後、そういったことについてやはりないがしろにしないでやっていくべきだなどというふうに思っております。

それから、これも済んだことですが、やはりそれについて次の2番目の（2）なんですけれども、地中支障物、これはくい基礎だと思わなければならないけれども、これについての13カ所について、全協の内容からしますと13カ所について4,300万の追加経費がかかるというところを確認したわけですが、恐らくくい工事っていうのはお金がかかるわけですね。ある程度詳細設計の段階で比較設計をして、このくい工法が安いんだよというふうなことからスタートしたと思うんですけれども、この追加で4,300万かかることについての、それについて当局のほうの考えとすればどのような見解をお持ちでいらっしゃいますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず、こちらの地中障害物につきましては、ボーリング調査とかをしまして、そのときにはまず障害物がなかったということで、今の工法でくい工事を進めてたということになります。支障障害物がありまして、大体工事期間であります、大体80日ぐらいの工事期間がかかっております。ただ転石があるということで、工事を進めた場合につきましては、工事期間が大体207日程度かかるということで、そうしますと、工期の今、やっている進めている部分よりも大体120日ぐらい工期が長くなりますし、差額、工事費のほうも大体1億5,000万円ぐらい、4,000万をプラスしたほかに1億5,000万ぐらいの費用がかかるものと算出しておりますので、今の部分でやったもののほうが期間も短く、費用のほうも安くできたのかなと思っております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** 現在の工法はどういう工法ですか。これはクラムシェルを使うやつは変更後のということで、恐らく機械の解体、組立てなんかも、お金がかかるかと思うんですけれども、もともとの工法はどういうくい打ちですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずこちらの当初の

工法でありますけども、マグナムベーシック工法でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） それは打撃工法ですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、こちらのほうはオーガで掘削をして、そちらのほうにセメントミルク等を注入し、くいを挿入していくというような形になります。

○議長（佐々木栄幸君） 9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） これも、恐らくあれだけボーリングをして、柱の数だけくいを打つと思うんですけども、それをして全く調査段階でかかんなかったというのちょっと不思議な感じもしますけれども、やはり、こういったことも聞きましたら40センチから1.5メートルの転石ということでそれをくりぬくということなわけですね。地中の深さはどれぐらいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 障害物の深さにつきましては、大体地中7.5メートルから23.8メートルの間で障害物が出ております。

○議長（佐々木栄幸君） 9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） いずれオーガでもんで、クラムシェルとかって、円筒のやつをやるとなると、ほぼそれぐらいかかるのかなとは思いますが。そういったことも、やはり吟味していく必要があったと思いますし、そもそも転石が出るのは想定はできたのではないかなという気もするわけです。ですから、例えば4,300万というお金がそういった追加工事だというのも端的にもったいないなと思ったからお聞きするわけですけども、必要な協議をしてやっていただいていると思いますけれども、今後、そういったことが当初のある程度分かる段階でお示しされればよかったですのではないかなというふうに思ってもございます。広域としても現地のほうも確認を埋蔵文化財のときに確認をしておりますので、やはり皆さん早くできることを期待しているのに、長々と工期も延長されているということで、何が起きているのかなと心配をされていると思いますので、その辺について、今後、注意していただきたいというふうに思います。

それから、3番目のごみ焼却場とこれも、先ほどの報告事項で城内さんに回答したのを聞きますと、これ

は本体施設は広域連合で担当して、周辺施設についてはそれぞれの各市町村でやるというふうなそういった仕分けといたしますか、暗黙の了解事項みたいなことで取り決めがされているんですか。施設は広域連合ですけども、その周辺環境についてはそれぞれの市町村で修繕するということよろしいんですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずそちらの部分につきましては、特に取り決めとかっていうのはございません。ただ、そちらには施設を造る際に道路とかがなければやはりそれについては連合のほうで整備をしなければならぬということになると思います。

○議長（佐々木栄幸君） 9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） というのは、恐らく今のでいきますと、夏井川土地改良区という看板が立ってまして、今はもうないわけですけども、久慈土地改良区に合併されていないわけですけども、前は、看板が立つ前は恐らく広域のごみ処理の車もそこを通過していたと思うんですよね。ですから、あれだけ舗装が壊れて劣化して、もう通るなど、地元で言われたかと思うんですけどもね。確かに時間的には今、ローソンとかができたり、高速道路、久慈道路もできて、かなり時間的には効果はあまり変わらないわけですけども、今ここでお示しされました費用便益の0.07というその根拠をもう少し具体的にお示しできますか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 費用便益でございますけども、まず費用につきましては、久慈市で作成をしたあそこの当該道路の農道の部分、そちらのほうを改良した場合、2億5,000万円ぐらいかかるということをお話を受けまして、計算したところでございます。まず、便益については、走行時間の短縮と走行費用の減少、あと交通事故減少の便益ということで、50年で計算したところ、便益の費用は1,752万7,000円と試算しております。あと、費用につきましては、先ほどの2億5,000万を計算しました費用の部分につきましては、2億4,024万7,000円ということになります。

○議長（佐々木栄幸君） 9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） 2億5,000万というのは久慈市議会でも建設部のほうから回答いただいていたわけですけども、見ますと、住宅地図で測定しますと400メートルちょっとなんですよね、堤防まで。400メー

ルで2億5,000万かかるっていうのもちょっと信じられないんですけども、これについては例えば圃場内ですよね。これは地主がいますので、そもそも売るか売らないかっていう、買えるか買えないかっていうのもあるわけですけども、そうした中で今言われました時間短縮、あるいは事故防止効果、そのほかにもやはりあそこは防災公園にも行く関係もありまして、あの辺の住民の避難経路としても、かなり有効な防災の有効な道路なわけですね。ですので、それはカウントされていませんけれども、当然その2億5,000万に対して1,700万だとその0.07っていうことになるわけですけども、分母の2億5,000万っていうのが問題だと思うんですね。2億5,000万。地元としてもやはり農道あるいは市道として改良してもらうことによって地元でもやっぱりうれしい、喜ばれると思いますし、そういったごみについて広域連合では、ですから必要ないんだと。これは各市町村でやるべきだということになりますとちょっと質問が、方向違いのことになるわけですけども、この辺についてのやはり広域連合として、今恐らく大野、洋野町さんのほうから来る車は平山小学校のところ通ったりして、上って下りてみたいなこともやっているようなんですね、実際ね。ただそういったときにやはり事故防止効果等々考えますと、もう少しこの便益のほう上がるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺の今後の整備方針みたいなことがもし考えられるのかどうか、今までお話ししたようなことでどのようなお考えをお持ちか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずこちらの焼却場にアクセスする車ということでこちらのほう当広域連合ではその台数で積算をしているところでございますので、まず防災公園に行くための避難路とかそういうものについてはやはり住民とか、久慈市のほうで検討していただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** 行ったり来たりで申し訳ないんですけど、洋野町さんの污泥再生処理センターのときも周辺の道路環境についても今は農道なわけですね。恐らくふるさと農道緊急整備事業か何かでそんな大型車が通るような道路に耐え得るような道路ではな

いはずでございます。そういったところを普通に施設が通ってますと、道路の強度を増さなければならないと思うんですね。だから、それ造ったから施設は造りますけども、周辺についての道路の補強とか、そういったことは各市町村に任せるっていうのはやはり今後、見直していかなければならないかと思うんですね。というのは、今回、昨年、2年前ですか、火葬場が侍浜のほうに移転をしましたけれども、それは前は大川目にあったわけですね。でも、とうとう道路も直さず、用地的な問題もあったように聞いておりますけれども、そういった形で結局いなくなればもう廃墟が残って、何もなくなるというふうなこともございますので、やはりそういった環境整備については、広域連合しつかり地元配慮した施設運営を望まれるというふうな住民のほうの声があるかと思うんですけども、その辺について、再度お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずそちらの施設利用する方、施設利用した車で要は道路とかが破損した場合については、やはりそこについては連合のほうで整備、補修等をしていかなければならないものと考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** これを幾ら言っても、平行線だと思うんですけども、やはり400メートルの道路が整備されるされないで恐らくかなり利用価値も上がると思いますし、これは今計画されております広域道の駅との関係もございますしね、それから今、久慈道路との兼ね合いもございます。ですから、そういう意味で久慈北インターで広域の方々も利用されて、そしてそこから直線的にごみ処理場に行けるようなルートっていうのがやはりごみ処理の関係者だけではなくて、一般住民の方々も、大概の方々がそう思っているかと思うんですね。久慈市民だけじゃなくて。そういったことで、今後、ご検討いただければなというふうに思っております。ですから、そういう意味で污泥再生処理センターのどンドン、どンドン雪だるまのように工事費が増額されていくほう、ちょっと危惧したわけでございます。

それから、時間もあれですけども、4番目の無人航空機についてであります。私も消防団やっております。署長と一緒に火災現場なんか行きますと、やは

りドローン、最近よく使われているようです。それが広域管内として、広域連合としての取組といいますか、今後の方針について、いま一度確認をしたいなと思うんですけども、よろしくをお願いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** 消防本部としての今後の配備計画ということだと思いますけども、将来的にはライセンス制度等に移行していくことも考えられますので、産業ドローンとか、高機能で装備できている機種を整備とか、あとは指導的立場の人員等の育成も、今後の検討として課題として考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** ぜひとも、その方向にやっていくべきではないかなというふうに思っております。というのは、沿岸のほうにはないわけですけども、滝沢とか金ヶ崎あるいはドローンのスクール、そちらにいきますと、北上あるいは花巻、金ヶ崎、一関、盛岡もですけども、そちらからの消防署員の方々が年間1人かないし2人ぐらい常に計画的に訓練をしているようなんですね。配備計画のほうもいろいろ個人、今回は個人的なことで、あるいは各分署においても無料で使わせていただいているというふうなことだったわけですけども、やはり今後、今朝の岩手日報新聞にあるわけですけども、県のほうでも防災と復興を一元管理をしていくというふうなこともございますので、プラス新型コロナ関係でIT化に伴う様々な助成補助金等もあるわけですから、その辺を見逃さず今後、取り組んでいていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺についてのご見解をお願いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** ただいまの質問についてですが、総務省消防庁の調査によりますと、現在726の消防本部中、201の消防本部において無人航空機、いわゆるドローンが整備されております。その整備の内容としては、消防本部単独の整備、あるいは業務委託、あるいは協定書に基づく借用、私どもの消防本部なんですけど、そのような感じで、俯瞰的な画像映像とか、動画撮影とかで火災現場、災害現場の状況の状況収集等に、活用されております。消防本部におきましても、各市町村からの借用という形ですが、同様な活用方法で一定の成果を上げていると思っております。

現在は将来的に、想定されます消防ドローンの整備計画については、具体的にはございませんが、今後AEDなどの救急資機材等の搬送や、水難事故における浮き輪等の投下、あるいは水中ドローンの活用など、様々な場面での活用が想定されておりますので、全国の消防本部の先進事例、あるいはドローン技術の開発状況を注視して情報収集を続けて導入整備につきましても検討してまいりたいと思っております。

また、消防ドローンについては、普通の環境下じゃなくて、厳しい環境において操縦が求められますので、総務省消防庁のほうでは令和5年6年ぐらいまでに操縦のアドバイザー的なものを養成しておりますので、それも利用しながら活用の方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** 丁寧なご回答ありがとうございます。そうですね、認定資格なわけですけども、取ることによって一般的な基本飛行あるいは目視外、今見なければ、機体を見なければ操縦できないという一般的な資格なわけですけども、その認定資格を頂くことによって目視外もできますし、アマチュア無線ができますと、宅配なんかでもできると、それからもちろん夜間飛行、今言われました物件投下、浮き輪等、水難救助の場合を浮袋を持ってほとんど落としてやると、これは絶対人間が泳いでくよりは速いわけです。そういったこと。それから危険物輸送ですから、様々なオイル系統、油なんかでも被災地に持っていくというふうな危険物輸送もできますし、本来750メートル以下の区域なわけですけども、500メートル程度までは飛行ができるというふうなこともございますので、やはり、ぜひとも広域として取り組んでいていただきたいなというふうな思いをしたわけでございます。

今、水中ドローンとかのこともございましたけれども、やはり、今後においては本当に防災には必要な資機材だと思いますし、これはITイコールパソコン、コンピューター等々についてもそうなんですけど、常に手にしておかないと、常に訓練しておかないと、これ駄目なものでございまして、バッテリー等々もですし、資機材の管理等も、普通のアナログの機械とは違いますので、そういう意味ではきちっと専門の知識を習得

させる職員を配備するべきだと思うんですけども、いま一度お願いいたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 議員のおっしゃるとおり、一番、操縦技術、管理とかが問題になってくると思っております。消防学校におきましても、ドローン等の教育も、消防団に対するものなのですが、ございますし、職員もとり急ぎ訓練に参加し、あるいは国の制度も活用しながら、これから職員の訓練、そして配備計画についても積極的に検討してまいりたいと思っております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** ありがとうございます。

以上で私の再質問を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

質問は2点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス禍における新生活様式の影響について。

2点目については、介護保険についてでございます。

まず、1点目の新型コロナウイルス禍における新生活様式の影響についてどのようにお考えなのか、次の点について伺います。

家庭ごみの排出態様に変化が生じているかどうか。

まず、新型コロナウイルス禍における新生活の様式というものについては、国内における新型コロナウイルス感染者は連日数百人単位で発生し、終息のめどがつかない中、不要不急の外出自粛から一転、経済優先の政策G o T oトラベルがスタートした。しかし、欧米や主要諸国、アジア各国との相互渡航がまだ再開されないなど、新型コロナウイルス禍で昼夜を問わず対応をいただいている関係機関、職員の方々に改めて感謝申し上げるとともに、管内住民の方々も粘り強く新生活様式に順応していると推察しております。

つきましては、次の点について、現状認識と所感について伺います。

1点目、家庭ごみの排出態様に変化が生じているか。

新生活様式がもたらした、焼却ごみの量や資源物の量の推移などの分析から、新型コロナウイルス対応前と後では、どのような生活様式の変化があると分析し、

減量対策としてこれまでと異なる対応や方針転換が必要と認識しているのか伺います。

新型コロナウイルス禍において、これまで以上に必要不可欠となった使い捨てマスクは、入手しやすく手頃な価格帯へと落ち着きを戻しているが、新生活様式の定着に伴い、消費量の動向や適正廃棄については、注視しなければならないと考える。一方、レジ袋のように消費抑制が難しい、分別区分が不明であるなど不法投棄による景観悪化や海洋汚染等懸念されるが適正処分の周知徹底について、どのようにすべきと考えているのか伺います。

2点目、介護保険事業所の対応実態把握について。

新型コロナウイルス禍の広域連合構成の市町村内で介護や介護予防サービスを提供している事業所の現状や利用者及び経営体の実態についてどのように捉えているのか伺います。

また、コロナ禍における介護保険サービスは、病院の利用と同様に、必要不可欠と認識するものの、利用者の心理からすれば、利用頻度の抑制や利用低下が想定され、また、サービス提供サイドにおいては、クラスター発生の予防対応等職場環境の悪化が生ずるなど、経営圧迫の要因増加を危惧するが、事業継続に不安のある経営体や職員からの相談を受け入れる体制の有無や国、県及び保険者の体制に関し、どのように評価しているのか所感を伺います。

続いて、介護保険について。

次期計画については、策定作業途中であり、公表できる内容は限定的と思われませんが、素案作成の時期、及び利用者の費用負担の現状について伺います。

1点目、介護保険計画について。

現時点における計画策定の見通しについて伺います。

2点目、利用者の費用負担について。

介護保険サービスの自己負担割合は、本人や同一世帯の合計所得額の多寡により、1から3割の範囲で毎年通知されるが、2018年からの負担区分ごとの人数と比率の推移について伺います。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 信田義朋議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナウイルス禍における新生活様式の影響についてお答えをいたします。

まず、家庭ごみの排出態様の変化についてであります。生活様式の変化につきましては、テイクアウトや惣菜購入による容器包装プラスチックの排出が増えているものと推測しております。減量対策につきましては、現在も容器包装を可燃ごみではなく、洗浄して資源物として排出するようお願いしておりますが、改めて関係市町村に分別排出の周知徹底を要請する必要があると考えております。

また、適正処分の周知徹底につきましては、今後もレジ袋などの容器包装やマスクの排出量が多い状態が続くものと予想されることから、容器包装は資源物として排出し、また、使用したマスクなどは、ごみ袋をしっかりと縛って封をし、他の可燃ごみと合わせて排出するよう、当広域連合及び関係市町村において周知しているところであります。

今後におきましても、適正な廃棄物処理が促進されるよう、関係市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、介護保険事業所の対応実態把握についてお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス禍における広域連合管内での事業所の現状であります。新型コロナウイルス感染症の発生後、休止した事業所もありましたが、すぐに再開するなど、大きな変化はないものと捉えております。

利用者の実態につきましては、入所者は、家族との面会を制限されるなどの制約はありますが、通所の利用者は、特に影響はないものと認識しております。

経営体の実態につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、マスク、消毒液など衛生資材費の負担が増え、経営を厳しくさせているものと捉えております。

次に、介護サービス事業の継続に不安のある経営体や職員からの相談を受け入れる体制の有無についてであります。国、県、市町村、広域連合において、それぞれの役割、立場において相談体制は整備されております。

また、国、県及び保険者の体制に関する評価であります。三者の役割及び体制が確保されていることから、十分に役割を果たしているものと認識しております。

なお、今後とも三者の連携を強化しながら、より一層の体制整備を図ってまいります。

次に、現時点における第8期介護保険事業計画策定の見通しについてお答えをいたします。

次期計画の策定につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態措置により、全国的にスケジュールが通常より2カ月程度遅れておりますが、当広域連合におきましては、年度内の策定を目指しており、当初の予定どおり取り組んでいるところであります。

最後に、利用者の費用負担についてお答えをいたします。

負担区分ごとの人数と比率の推移であります。2018年からの各年8月末時点の負担割合証発行者数によりお答えをいたします。

2018年は、1割負担4,111人、96.68%、2割負担92人、2.16%、3割負担49人、1.15%。続きまして2019年は、1割負担4,088人、96.60%、2割負担93人、2.20%、3割負担51人、1.21%。続きまして、2020年は、1割負担4,097人、97.04%、2割負担80人、1.89%、3割負担45人、1.07%となっております。

以上で、信田義朋議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** まず、1点目の家庭ごみの排出態様については、回答のとおりだと思うし、十分に今後も市町村に対してその周知徹底を推進していただけるように改めて私のほうからもお願いしたい。

それから、介護保険事業所の対応実態についてなんですが、利用者の側のほうからすれば、コロナ禍が叫ばれる以前から施設系においては面会がなかなか難しいと。家族以外の者の面会が閉ざされていたという実態もあります。大きな変化はコロナ禍においてもなかったと思うんですが、利用している施設に入っている方からすれば、大変寂しい思いをされてるんじゃないのかというふうなことを考えるわけです。何とか利用者と家族、あるいは利用者を取り巻く親類縁者の方々がもう少し気軽に、施設を利用している方、入所されている方を訪問できるような何か新しい対応といいますか、工夫が必要ではないのかなというふうに思っておりますので、そういうコロナ禍にそういう面会を多く認めるというのはけしからんと思われるかもしれませんが、施設入所が長くなれば長くなるほど、

やはり利用者の気持ちもすさんでしまうのではないかと  
というようなことが想定されますので、ぜひ連合のほう  
においてもそういう面会が何とかこれまで以上に行  
われるような、そういう対策をお願いしていればとい  
うふうに思いますので、その辺どのようにお考えか、  
お伺いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** ただいまの面会の  
対応についてということでお答えしたいと思います。

これは、広域連合として面会を制限しているものでは  
ございませんで、国の指導によりまして、新型コロナ  
ウイルス対策として介護施設での面会を制限するとい  
う方針に基づきまして、各施設で行っております。  
それで、昨日14日の日報でちょっと出ておりますけど  
も、面会制限の緩和ということで、介護施設のほうで  
判断して、徐々に面会を再開すると、再開してもいい  
よということ判断できるというふうな話で、専門家  
会議のほうで今、出ているようでございますので、今  
後も新型コロナウイルスの発生状況次第だとは思  
うんですが、これがまず一通り落ち着いてくるという  
ふうな段階になってくれば、当然のことながら面会  
は可能になるかなとは思いますが、ただこれから今  
度は向かいまして、インフルエンザが発生する時期  
になります。例年のことでございますけれども、大  
体11月12月ぐらいから各施設といいますか、全  
てのところなんですけども、インフルによって面  
会はまずちょっと厳しくなると、厳しくしている  
という状態もございまして、コロナにかかわらず  
ちょっとその辺の感染症の発生状況がどうい  
うふうになるかでこれから決まってくるのでは  
ないかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 通常の風邪といいますか、  
そういう感染症の対応のことも含めて、今後の適  
正な施設の管理運営というものが求められると思  
いますので、その実態や過度な入所制限が行わ  
れないような、そういう運用についても配慮いた  
だきたいと思っております。

それから、介護保険の次期計画というものにつ  
いては、このコロナ禍の影響といいますか、作業  
が中断しているということのようです。しかし、  
何とか年度内に作業については終わらせたいと、  
計画策定を目指し

ているというご回答がありましたので、これから大  
変タイトな日程でその作業をこなさなければなら  
ないということのようですから、ぜひ今後さら  
なる遅延が発生しないように要望して私の質  
問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 日本共産党久慈市議  
会議員の城内仲悦であります。

第5回久慈広域連合議会定例会に当たり、広域  
連合長に対し、久慈広域連合の諸課題につ  
いて一般質問を行います。

まず、最初に、菅政権が誕生、国会も開か  
ずにやったことは自助・共助・公助といい、  
自助を最初に挙げ、安倍政権と同じ新自由  
主義の立場を表明しました。さらに日本学  
術会議が推薦した105名のうち、6名の  
任命を、推薦を拒否。まさに日本の国益  
を損ねる事態をつくり出しております。  
まさに介護保険についてもさらなる改悪  
につながるんじゃないかと危惧するもので  
あります。

それでは、通告に従い、順次質問します。

質問の第1は、公契約条例についてであります。

2月の第3回定例会議において議論した中  
で、つくことを強く要請しましたが、それ  
に応えた対応がされてきているのか、お  
聞かせいただきたい。

第2点目は、ごみ焼却場の随意契約に際  
し、賃金実態報告条項を入れることにつ  
いて、いずれ検討させていただくとい  
う答弁が第3回定例会議でありました。  
その後の検討状況についても、お聞かせ  
いただきたいものであります。

質問の第2は、新型コロナウイルス対応  
についてであります。

ついに、久慈市内で発症。8月6日・7  
日・13日・16日・23日、それぞれ各  
1名で、5名の発症となりました。この  
際に、救急業務対応がなかったと伺って  
いますが、必要な資材等は万全なのか、  
お尋ねいたします。

質問の第3は、介護保険制度について  
であります。

介護保険制度20年の歩みは、まさに改  
悪の連続でありました。介護費用への  
公的支出を抑え込むシステムが介護崩  
壊の危機をもたらしたという捉え方が  
重要だと私も思います。

介護保険の制度改正は、2005年度の施設の食費、部屋代は原則自己負担と改悪。2006年改定で、予防重視への転換として、新予防給付が入り、要支援1、2のケアプラン作成が地域包括支援センターに移行。さらに、2014年改定で、要支援1、2の保険外し。2015年から2017年度の総合事業化で市町村ではヘルパー、デイサービスが市町村事業、総合事業に移され、在宅を支える部分が介護保険から抜かれ、2つ目は、特別養護老人ホームの入所対象が要介護1以上だったのが原則として要介護3以上となったこと。3つ目は、利用者負担、1割の応益対応を2015年度から一定の所得者は2割負担、2018年度には、現役並み所得者は3割負担としてきました。厚生労働省は応益負担と言わずに、最近は応益負担と応能負担を適切に組み合わせると言い出しました。そして4つ目は、補足給付の改悪です。それまでは非課税世帯であれば、施設の部屋代・食事代は軽減されたのが、2015年8月以降は、配偶者も含めて非課税でない認められないようになり、預貯金もご夫婦合わせて2,000万円、単身で1,000万円あれば対象外とされました。

そして、さらに出てきたのが全世代型補償制度改革です。2019年9月に全世代型社会保障検討会議が発足。メンバーは、議長は安倍首相で大臣と御用学者と財界人だけで構成され、日本医師会の会長すら入れないという組織であります。2019年12月19日に中間報告が出ました。幾つかの大きなポイントは、1つ、年金の支給開始年齢の選択の幅の上限を75歳に引き上げる。2つ目は、後期高齢者医療制度の窓口負担は一定以上の所得者は2割に、介護保険にも飛び火してきます。そして3つ目は、雇用では、70歳までの就業機会確保を企業に努力義務規定という選択肢を設けました。

人生100年時代、70歳までは現役並みに働いて、75歳からは現役並みに負担し、それに耐えられなかったら早く死んでくださいと言わんばかりの方向ではないでしょうか。私は団塊の世代の1人としてこのような改悪は決して許すことができないというふうに思います。

さて、前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

第1点目は、2021年度に向け、すなわち第8期介護保険事業計画に間に合うように、介護保険制度は、次の4つの点で改悪が狙われているというふうに報道されております。1つは、ケアプランの有料化について

であります。今は無料です。2番目として、利用料の2割、3割負担の拡大について。そして3つ目、要介護1、2の生活支援サービス等の総合事業移行について。4つ目は、財政インセンティブ強化で自立支援競争についてであります。

第2点目は、20年前、介護保険制度がスタートしたときの第1号介護保険料負担は17%でしたが、現在の負担率を示していただきたい。

第3点目は、認定者数と利用者数の差が100万人以上になっているというデータがありますが、久慈広域連合でも、同じ傾向なのか、お聞かせいただきたい。

質問の第4は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出することについてであります。このことについて、インターネットで検索をかけたところ、長野県の北信広域連合議会や、大阪府後期高齢者医療広域連合議会でも意見書を、地方自治法第99条の規定により提出しています。

久慈広域連合議会会議規則第7条では、議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由を示し、2人以上の賛成者とともに連署し、議長に提出しなければならない。となっています。議会で可決されれば、意見として提出が可能だと考えますが、お聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、公契約条例についてお答えをいたします。

まず、第3回広域連合議会後の取組状況についてありますが、公契約条例の全国的な制定状況や県内の先行例である岩手県、花巻市、北上市の状況などについて情報収集を行っているところであります。

次に、ごみ焼却場の随意契約に際し、賃金実態報告条項を入れることについての検討状況についてありますが、関係市町村に類似施設の運転管理業務委託の契約状況を聞き取り調査したところ、賃金実態報告条項は定めていないと伺っております。今後におきましても、関係市町村の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス対応についてお答えをいたします。

久慈市内で確認された新型コロナウイルス感染症患

者5人につきましては、当広域連合消防本部での救急搬送は行っていないところであります。

また、必要な資機材の配備状況についてであります。感染拡大前の令和2年2月からサージカルマスクやゴム製手袋などをおおむね6カ月分備蓄するなど、必要な感染症対策資機材の整備に努めているところであります。

なお、さらなる感染症対策として、今議会の一般会計補正予算（第2号）におきまして、繰り返し使える感染防止衣のほか、感染防止衣などを殺菌するためのオゾンガス殺菌庫、救急自動車及び関連資機材を殺菌するオゾン水生成装置を配備するための予算を計上しているところであります。

次に、2021年に向けた介護保険制度の取組状況についてお答えをいたします。

まず、ケアプラン有料化、利用料の2割、3割負担の対象拡大、要介護1、2の生活支援サービスなどの総合事業移行につきましては、昨年の第88回社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度見直しに関する意見により継続検討となったと認識しております。

財政インセンティブ強化による自立支援競争につきましては、2017年の介護保険法の改正により創設され、2018年度から実施されているところであります。

次に、現在の第1号被保険者介護保険料の負担率についてであります。介護保険制度がスタートしたときの負担割合は17%でありましたが、現在は23%となっております。

次に、認定者数と利用者数の差についてであります。認定を受けたにもかかわらず、サービスを利用していない方が多く、これは全国的な傾向となっており、当広域連合におきましても同様であると認識しております。

最後に、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出することについてお答えをいたします。

広域連合議会に関しては、地方自治法第291条の4第1項第7号におきまして、議会の組織及び議員の選挙の方法を規約において定めることとなっており、その他の規程は、地方自治法第292条により、普通地方公共団体の規定を準用することと定められております。

このことから、関係行政庁への意見書の提出は可能であると認識しております。

以上で、城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** それでは最初に、4番目の地方自治法第99条の規定により意見書云々ですが、連合長答弁のとおりできると私も思います。私もさっき申し上げましたとおり、調べました。そうしますとここには例えば北信広域連合では、4名の提案者が発議案を出して、それが採決、採択をされて、これは長野県ですから、豪雪に伴う国及び県の支援等の措置を求める意見書ということで上げております。そういった意味で本当に、そういった形でできるということについては、ぜひ我々議員も認識しながら、やっていけばいいというふうに思いますので、さらに規約、これは久慈広域連合会議規則の第7条、議員が議案を提出するときはその案に理由を付し、2人以上の賛成者とともに連署し、議長に提出しなければならないとありますが、この規則にはあるんだけど、具体的に、どのような形で流れとすれば議会、連合議会としては考えて、今までこういうことなかったものですから、久慈市議会という、議長に提出をして、それが本会議で審議され、採択されれば最終本会議において、意見書として関係省庁なり、議会なり国会なり送ってるんですけど、どういうふうに考えておるのですか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 吉田議会事務局長。

**○議会事務局長（吉田義行君）** ただいまの意見書等に係る手続等につきまして、申合せ事項を定めております。その中で、発議案が提出されたときは、その写しを印刷の上、発議案が付議される会議の当日、議場で議員に配付することとはなっておるんですが、その詳細の手続につきましては、定めがございません。このことから、全員協議会におきまして、提出期限など詳細を協議いただけるように事務局としてもどういった形で持っていけばいいのかわかりませんが、案もお示ししながら、協議をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** できましたならば、年、私たちは2回しか定例会ないわけですよ。今の時期と2月と。そういった意味では、例えば2月の議会に出

したいと思ったときに、今言ったように取組の方向が見えないわけで、今答弁あったとおり、全協で協議していきたいということでございます。これ、早い時期にそういった案を提示していただいて、全協ですから、いつでも開きたいとき開けるわけで、2月定例会に間に合うようにぜひそういう進め方について提起をしていただきたいのですが、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 吉田議会事務局長。

○議会事務局長（吉田義行君） 2月の定例会に提出するためにはそのときの議員全員協議会では間に合わないこととなりますので、臨時会の開催等あった場合とか、もしなければ何らかの形でそういう協議を持てるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 議長にも配慮していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

1番に戻りますが、1番、2番関連ちょっとありますけど、情報収集の情報の収集に取り組んでいる、取り組んだ。公契約条例については、情報収集したということですが、その情報収集はいいんですが、そこから前にどう進めようかということが入ってこないんですね。ぜひこれは2番目と関連するわけですが、一応この公契約条例ができたことによって、例えば随意契約における制限条項にそういうこと出てくるんです。これは公契約条例を持っているところでさえ、既にそうやっていますから。この間の答弁でも公契約条例がないので、できませんという答弁を事務局はしましたよね、2月の定例会で。議事録ではこのように言っています。

公契約条例のない中で、先ほど課長が答弁したとおり、個人情報という壁がございますというふうに答弁していた。したがって、この公契約条例をつくることによって契約の中でそういった賃金条項も入れることができるんだということをはっきりしているんですよ。だから速やかに情報収集で終わらなくて、情報収集したらさらに制定に向けての日程を組んでいつそれを目標につくりたいと、つくっていききたいというような答弁頂けないでしょうか。いつまでも情報収集ではね、できないわけですよ。ぜひお聞かせください、取組方。

○議長（佐々木栄幸君） 吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 公契約条例の制定の時期等につきましてのご質問でございますが、久慈広域連合で行います工事を実施する際には業者選定規定というものがございます。その中で、広域連合が発注する工事等の所在する関係市町村が作成する資格者名簿に搭載されているものを選定するという基準がございます。こういったこともありまして、先ほど関係市町村の動向を注視しながらということになるんですが、公契約条例を制定いたしますと、賃金支払条項等入れる入れないというのはそれぞれの市町村の契約に関する条例等で定められることとなると思いますので、広域連合だけが公契約条例を定めましても、関係する市町村との調整等も必要となってくると思いますので、そこら辺を調整しながらという考えで検討しております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ぜひこれはね、広域連合だけっていうんじゃなくて、関係する市町村の当然連携が必要です。私は久慈市においても公契約条例早くつくってほしいというのと、一般質問等でもあるいは予算委員会で申し上げているんですが、なかなかそこまでいっていない状況があって、そこはやっぱり広域連合という特別自治体ですから、そこも必要だということをお各市町村に話をしながら当然連携してつくっていくと。その場合、やっぱり各市町村もつくっていくんだということをしてしないと前に進まないと思いますので、情報収集してここまで来たと、ぜひ前に進めようっていうことをぜひ連合からも声出させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） こういった情報も企画部会等、それぞれ部会等ございますので、そういった中で情報としては提供しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 自治法的に広域連合と各自治体との関係は私は密接だと思うんですよ。そうでないと成り立たないわけですから。広域連合をつくっている、なぜかっていったら、それぞれの自治体でそれぞれ事業やっていますは大変だと。経費もかかると。そ

ういった中でこの広域連合ができて、そして住民の幸せのためにこの特別自治体をつくってやっているわけですから、そういった意味では当然関係自治体と連携は密にして前に進めていただきたいと思います。そこは強く要請をしておきたいと思います。

新型コロナ対応、本当に消防署の方々は日々緊張が走っていた中で対応だと思います。しかもいわゆる救急体制っていうのはたしか1班だか2班ですけど、その救急体制の状況、例えば救急車何台が新型コロナ対策対応になって、何人体制で対応になっているのか、そこをちょっとお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** 救急体制でございますけれども、コロナ感染疑いがある場合は、まず救急隊員4名で出場いたします。4名で出場し、収容病院等の相談は保健所からの相談をして決定いたします。その後での搬送終了後は、特別支援隊という形で除染隊が2名久慈消防本部のほうから、仮に久慈病院に収容した場合には久慈病院に向向して、そこで完全に除染を行いまして、次の体制に整うことができたら帰署するという形を取っております。総勢6名体制で現在のところは対処取っておるところでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 現在は救急対応がない状況ですから、この6名っていうのは、もし連続した場合ね、対応し切れないっていうことが出てきますよね。その辺。幸い今、出てませんよ、しかも今回も6名、5名出た中で救急対応がなかったということですから、そういった点ではなかったと思いますが、これが複数出た場合には対応し切れない部分が出てくるのか、あるいはほかから隊員をプラスして対応していくのか、その辺はどういうふうになっていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** 通常の救急も含めまして、各署所間でスライドして対応するという形を取っております。現在、久慈消防署には、本部に救急車1台、久慈消防署2台、あと各署所に1台ございます。その救急車を利用して、人員もそうですけども、資機材にも限界がありますので、その資機材人員をフルに活用しまして対応するというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 何とかなるというふうな対応し切れるのかなという気がいたします。

次に、介護保険についてであります。

ケアプランの有料化、利用料の2割、3割、その対象拡大、要介護1、2の生活支援サービス等の総合事業移行については、検討だという答弁ありました。しかしね、これ検討って言いますけど。私、先ほど全世代型社会保障検討会議の開催についてっていうのを本日これ、総理大臣の決裁文書ですけど、このメンバー、先ほど財界人、それから御用学者、そしてその中には医師会の会長も入っていないという状況もございましたが、この全世代型社会保障検討会議の名簿はお持ちですか。認識していますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** そのメンバーについては持っていないところであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 当時ですけど、申し上げます。議長、安倍晋三、内閣総理大臣ですね。議長代理が西村全世代型社会保障改革担当大臣、構成員としては麻生太郎財務大臣、副総理、当時の菅内閣官房長官、高市早苗総務大臣、加藤勝信厚生大臣、梶山弘志経済大臣、これが政府の関係者です。有識者は、学習院大学教授の方、あるいは株式会社日本総合研究所理事長、それから日立製作所執行役員、サントリーホールディングス株式会社社長、こういった方々、まさに私たちの生活分かるような方は1人もいません。しかも医療関係者1人も入っていない。介護関係者も1人も入っていない。こういった方が決めていくわけですので、本当にこの検討検討っていいですけども、こちらで大体決まって下ろされてくる今の日本の現状ですので、これは連合長ぜひ、いろんな会議、連合長の会議等が、あるいはそれぞれの市町村でいうと、市町村長の会議とかあるわけですけども、こういったやっばり声出していかないと。ケアプランの有料化というのは1丁目1番地なんですよ。何で介護保険料を払ってね、介護の診断書もらうのにケアプランをつくるのに、払わなきゃならないんですか。1,000円とか2,000円考えるとそうですよ。こういったさっき私、20年の歩みを読んで申し上げましたけども、もう改悪の一途です

よ、そして介護保険から外すという、保険料取りながら外すんですよ。このような実態、やっぱり止めていかないと崩壊しますから、ぜひそういった声を上げていくべきだと思うんですが、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 今、城内議員さん言われましたケアプランの有料化とか、利用料の2割3割負担の対象拡大、その他につきましても、昨年度の全国市長会、全国町村会、それぞれの要望によりましてこれも今回の計画上は出てこないというふうなものとなっておりますので、今後も引き続きながらこの要望等続けながら改悪されないようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 引き続き、そういう対応をしていただきたいと思います。

ここに9月11日の赤旗日刊新聞ですけど、要介護者の保険外しを厚生労働省は省令改正でできる方向に持っていこうとしているんです。国会にかけないで。そうすると国が何とでもできるわけです。日本共産党の小池局長が聞き取りの中で、制度改正の作業は一旦止めて、国会に諮るべきだというふうに求めていますけどね。こういった形で厚生労働省が全部省令でやっちゃったらまさに改悪の一途をたどるというふうに思いますので、ぜひ先ほど課長が答弁あったんですけど、声を上げていくしかないと思いますので、ぜひ続けていただきたいし、当然議会としても発議案をつくって、そして議会で諮って採択をして広域連合議会の声っていうのは、久慈広域圏の住民の声として、やっぱり国なり関係省庁に届けるということは非常に大事だというふうに私は思うんですね、そういった方向でぜひやっていかなければならないというふうに思うわけですが、ぜひこれは力を尽くしていただきたいと思います。

それから、4つ目、この財政インセンティブ強化、まさに国が思うようにやったらお金を出しますよというやり方ね、これね。国の言うことを聞かなかつたら金は出せませんよというやり方を今、この財政インセンティブ強化っていうのをやってるわけですよ。日本学術会議のメンバーを承認しないのも自分の言うこと聞かないのは外すんだという、まさに、これはまた学

問の自由の関係で、レベルの違う話ですけども、自治体の施策にね、国側の言うこと聞かないとお金を出しませんよというやり方、これは許してはいけませんよ。そうして、こんなことしてると、自治体に金がなくなる。ね、北海道のある村とか町みたいに、核のごみを調査させる、そうすれば20億来る、そんなね、お粗末な対応になっちゃってしまうんですよ。それじゃ私はいけないと思うんで、ぜひこの点も市長会なりあるいは首長の議長会なり通じて、ぜひこれこういうことはやめるべきだという声を出すべきだと私、思うんですね。そうでないと地方自治体の仕事がおかしくなりますよ。地方自治体の、あるいは連合もそうだけでも、自らの頭で考えてね、住民の幸せのためにやっていかなきゃならない。それを国がね、こうせえ、あせえとやって、このとおりにやらなければお金渡しませんよというやり方はやっぱり私はあるまじき行為だと私は思います。ぜひこの点はやめるという声は私は上げるべきだというふうに思うんですが、再度その考えはおありかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 財政インセンティブ強化の件でございますけども、これにつきましては、現在広域連合としましては、全然こういう国の流れといたしますか、そちらのほうとは真逆といたしますか、逆行しているというふうな対応でございますので、ほとんどインセンティブ強化はされていないのではないかと、いうふうに考えております。現状、広域連合としましては、介護度の低い方といたしますか、それがどんどん悪くなっていると言えればあれですけども、介護度が重症化されている方を無理やり低いほうに持っていくとかそういうふうな誘導とかもございませんし、これにつきましては今後ともそういうふうに持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** ぜひ、抵抗して頑張っていたきたいというふうに思います。

最後になりますけど、先ほど20年間の経過の中で、第1号保険者の負担率が17%から23%に拡大していると。このことは公的資金を国が出さないということがまさに第1号保険者が増えていることも関係ありますけど、そこに国からの公的資金が出てないと、当初か

ら変わってないというところに私はこういった第1号保険者の負担が増えているということにつながっていると私思うんですが、そこはやっぱり国に対して国の負担もっと増やすべきだという声を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） これにつきまして、今後とも要望を続けながら少しでもいい方向に向かうように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 認定者数と利用者数の差が100万人以上超えていると、久慈市も同じ傾向だということ。介護保険料払って、認定受けても使えない、使い切れてない、それはなぜかという、利用料が高いとか、そういった負担が増えてきている、そして年金が減らされている。そして年金から第1号保険者はお金を天引きされる。そういった中で本当に受けたいんだけど受けられないという状況の中で、全国的には100万人も差が出てきているわけです。そういった意味では本当にね、介護保険制度がさっき私、申し上げたとおり、公的お金が入らない仕組みがつくられてきた中で、現状がこういう状況になってきた状況ですので、何としても声を上げて本当に必要な人が受けれるような介護保険にしてほしい、変えていく、そういう必要があると思いますが、ご努力をお互いしたいとも思いますけれども、連合としても努力をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） ただいまの認定者数と利用者数の差でございますけれども、これは今、城内議員さんおっしゃったように、利用料等払えないとか、そういう方もいるとは思いますが、ただ現状といたしましては、将来のためにまず介護度を取っておくという方も相当数おられますので、この件につきましては、もう少しこちらとしても調査研究してまいりたいというふうに考えておりますし、ただ、いずれにいたしましても、この辺は国のほうに先ほどの第1号保険料の件もございまして、併せた形の要望というふうな形で前へ持っていけるのが一番いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 以上で、再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

以上で、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~

日程第6 認定第1号

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、認定第1号「令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は、歳入・歳出別に説明を受け、款ごとに質疑を行い、この質疑終了後に財産に関する調書について説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

なお、認定第2号に係る審議につきましても、同様の審議方法といたしますので、ご了承をお願いします。

議員各位をお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔をお願いいたします。

それでは、認定第1号の審議に入ります。

歳入、説明を求めます。

○議長（佐々木栄幸君） 吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 認定第1号「令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

科目ごとに収入済額でご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金であります、1目総務負担金は、6,439万円、2目介護保険負担金は、9億9,537万8,000円、3目火葬負担金は、3,424万3,000円、4目塵芥処理負担金は、15億6,698万2,000円、5目し尿処理負担金は、3億1,041万3,000

円。

10ページ、11ページをご覧ください。

6目消防負担金は、12億8,859万7,000円となっております。

なお、備考の欄の市町村ごとの負担金合計は、久慈市が24億4,777万7,000円、洋野町が11億5,388万4,000円、野田村が3億5,273万6,000円、普代村が3億560万6,000円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料であります。1目保健衛生使用料は、973万867円で、内訳は火葬場使用料970万円、自動販売機設置使用料3万867円です。

2目その他財産使用料は、電柱及び電話柱に係る電柱等敷地使用料で、7万3,740円となっております。

2項手数料であります。1目清掃手数料は、2億3,317万2,146円で、主な内訳は、ごみ取扱手数料が、2,813万5,605円。

12ページ、13ページをご覧ください。

し尿取扱手数料が、2億100万6,405円、浄化槽汚泥処理手数料が、382万6,636円となっております。

2目消防手数料は、93万4,950円で、内訳は、危険物製造所等設置許可手数料22万2,000円、ほか4件です。

3目その他手数料は、1万240円で、内訳は、火葬証明手数料640円、ほか2件です。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目民生費負担金は、3,040万8,480円となっております。

2目消防負担金は、収入はございませんでした。

2項国庫補助金であります。1目衛生費補助金は、8億9,036万3,200円、内訳は、循環型社会形成推進交付金が8億9,016万7,000円、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金が、19万6,200円となっております。

14ページ、15ページをご覧ください。

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金は、翌年度繰越事業の特定財源となっており、令和元年度の収入はございません。

次に、4款県支出金、1項県負担金であります。1目民生費負担金は、1,520万4,240円となっております。

2項県補助金であります。1目消防費補助金は、34万8,757円となっております。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は、旧伝染病隔離病舎貸付収入で585万234円となっております。2項財産売払収入であります。1目物品売払収入は、3,051万8,314円で、内訳はアルミ缶、紙類などの資源物売払収入、2,673万8,734円、消防ポンプ自動車売払い等による、不用品等売払収入377万9,580円となっております。

2目不動産売払収入は、久慈北道路工事に係る土地売払収入12万464円となっております。

次に、6款1項1目繰越金であります。前年度繰越金で、8,995万8,703円となっております。

16ページ、17ページをご覧ください。

次に、7款諸収入、1項1目広域連合預金利子であります。歳計現金預金利子で、10万157円となっております。

2項1目雑入は、2,543万3,622円で、内訳は、警察消防直通電話4万5,255円、私用電話料510円、ほか16件、2,538万7,857円です。

次に、8款1項連合債、1目災害復旧債であります。翌年度繰越事業の特定財源となっており、令和元年度の収入はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳入1款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この審査意見書の中の7ページですが、監査委員さんにお伺いしますけど。

使用料手数料について、審査意見書に関わって聞きますので、審査意見書でね、収入未済額が64万7,615円で、前年度と比較して25万1,560円の減収となっております。その内訳は不燃ごみ手数料減300円、し尿取扱手数料220件、64万319円とあるが、適切な債権管理に努められたいというふうに意見書では言っているんですよ。これはどういうことを指しての指摘なのか、お聞かせください。審査意見書、7ページの一番下です。

○議長（佐々木栄幸君） 石渡監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） これは単純に納入時までに納付してもらうよう、努力してもらいたいということです。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） これはし尿取扱者が納入期までには入っていないということですか。取扱業者がいますよね。その方々が収入、徴収しますよね、し尿をくみ取ったときに徴収して、その徴収したお金が適切な時期に入っていないことの表現なのか、そのことを指しているのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 石渡監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） そのとおりでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 220件だということなんですが、それは例えばいろんな業者がありますけど、特定の業者になっているのかそれとも、全般にね、業者全般にこういった不適切なことになっているのか、適切な債権管理に努められたいということは、不適切な状況だということのこれ、逆に取ればそうなんですけど、それは220件の中身についてどのような分布ですか。1社に集中しているのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） し尿手数料の未納の関係でございますけども、220件ということで、それぞれ各社未納のほうはございます。まず、3月までにくみ取った部分については、5月までに納めていただかなければ未納ということになりますけども、やはりくみ取りをして徴収に当たるということで、業者のほうでこの220件のうち、149件の部分については業者で徴収するというので、残りの71件については、納付が困難ということで連合のほうで対応しているものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうすると、3月末でいろんなあって、転勤とかもある時期ですけど、そうすると、149件については業者が集金して納めると、71件については連合が直接当たんだということですが、それは業者が当たってもらえないから連合が当たるということなのか、その辺はどういうことですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 業者のほうで徴収のほうに当たっていただいているわけなんですけども、その方が納付が困難ということだったり、あとは居所不明ということで居場所が分からないという部分とか

になりますと、連合のほうに徴収のほうをお願いをするということ、そうなった場合に連合のほうで対応しているということになります。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款財産収入、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 資源のこれは15ページですが、売払収入で2,673万6,734円あるわけですが、アルミ缶の単価は幾らになっていますか。平均単価で。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） アルミ缶の平均単価につきましては、令和元年度の平均単価は12万5,250円、1トン当たりです。1トン当たり12万5,250円となります。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款連合債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 続きまして、歳出であります。

20ページ、21ページをご覧ください。

科目ごとに、支出済額でご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目 議会費であります。65万6,903円で、主な内訳は、議員報酬47万1,830円となっております。

次に、2 款 総務費、1 項 総務管理費であります。1 目 一般管理費は、6,539万1,396円で、主な内訳は、一般職給料2,531万5,847円、職員手当1,482万280円となっております。

22ページ、23ページをご覧ください。

2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費であります、支出はございませんでした。

3 項 1 目監査委員費は、25万2,121円で、主な内訳は、監査委員報酬20万7,700円となっております。

24ページ、25ページをご覧ください。

次に、3 款民生費、1 項 1 目介護保険費は、10億4,156万8,784円で、主な内訳は、介護保険特別会計への繰出金で、9 億9,809万4,720円となっております。

次に、4 款衛生費、1 項衛生総務費であります、1 目衛生総務管理費は、3,752万409円で、主な内訳は、一般職給料1,713万2,400円、職員手当1,251万2,509円となっております。

26ページ、27ページをご覧ください。

2 項保健衛生費、1 目火葬衛生費は、4,321万2,807円で、主な内訳は、指定管理者業務委託料2,877万3,148円となっております。

3 項清掃費であります、1 目ごみ焼却処理費は、16億5,148万2,817円で、主な内訳は、電気料4,285万7,553円、施設管理委託料1 億621万2,480円、可燃ごみ収集委託料7,194万2,493円、基幹的設備改良工事12 億9,610万円となっております。

28ページ、29ページをご覧ください。

2 目粗大ごみ処理費は、3 億3,217万8,150円で、主な内訳は、施設管理委託料1 億2,375万2,008円、資源ごみ収集委託料9,252万7,434円、粗大ごみ処理場補修整備工事7,824万8,000円となっております。

3 目し尿処理費は、5 億9,394万6,852円で、主な内訳でございますが、30ページ、31ページをご覧ください。

し尿収集委託料2 億5,063万3,222円、汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事2 億1,570万円となっております。

次に、5 款 1 項消防費であります、1 目消防本部費は、2 億3,163万5,678円で、主な内訳は、一般職給料6,612万3,396円、職員手当4,119万1,065円。32ページ、33ページをご覧ください。通信指令装置保守点検委託料3,627万9,620円となっております。

2 目署所管理運営費は、10億4,713万1,168円で、主な内訳は、一般職給料4 億2,868万4,100円、職員手当3 億3,529万3,533円となっております。

34ページ、35ページをご覧ください。

3 目消防施設整備費は、777万6,000円で、主な内訳は、心臓マッサージシステム整備費等の機械器具費563万7,600円、陽圧式化学防護服購入費213万8,400円となっております。

36ページ、37ページをご覧ください。

6 款 1 項公債費であります、1 目元金は連合債元金償還金1,387万9,193円、2 目利子は連合債利子償還金118万8,100円となっております。

7 款予備費であります、予備費からの充用はございませんでした。

8 款災害復旧費、1 項衛生施設災害復旧費であります、1 目衛生施設災害復旧費は、191万4,000円となっております。

2 項 1 目消防施設災害復旧費であります、219万6,997円となっております

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳出、1 款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 3 項清掃費のごみ焼却処理費の施設管理委託料が1 億621万2,480円ですが、これ前回も聞いてるんですけども、この委託料について人数とその設計単価をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず人数でございますけども、人数は16名になります。

設計単価につきましては、総括責任者は1 万8,800円、副総括責任者が1 万6,600円、班長が1 万6,600円、運転員ですけども、運転員は1 万6,000円、あと技術員の整備員も1 万6,000円、あと事務員として計量する方が1 万3,800円、あと投入監視員が1 万3,800円となっております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この設計単価でこの価格が計上されて、これ1万8,800万円の場合1日当たりですよね、そこをちょっと単位を教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 1日当たりになります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） これの結局いずれこないだも前回の定例会でも聞いているのが、及ばない金額が実際従業員に支払われているという実態があるんですよね。だから私は満額払えとは言いませんけど、その経営のあり方があって、しかし、この設計単価の8割程度は職員の手元にいくような、やっぱり指導すべきじゃないかと思うんですが、どの程度支払われているのか実態はつかんでいませんか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずこの設計単価に対して雇用されている方に幾ら支払われているかにつきましても、委託業者のほうに問い合わせても個人情報ということで提供はいただけませんでした。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 27ページの下段のほうなんですけど、これはごみ焼却処理費というところなんです、の中の各種測定委託料ということで計上されております。この測定の種類、それから結果、それと基準値からの比較あたりをこれは粗大ごみにおいてもそのように計上されておりますが、各種測定委託料ということで29ページにもありますので、その辺のどれぐらいの中身になっているのかと、測定の結果ですね。

それから、29ページなんですけど、大気汚染賦課金というのが一番の上のほうに、上にありますが、この中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず各種測定結果ということでございますけども、ごみ焼却場につきましては、ばい煙測定とか水銀濃度測定、ごみ質分析とかの測定をしておりますし、あとは最終処分場のほうにつきましては、放流水の測定でございます。あと、し尿についてもばい煙測定と放流水の測定、あとし尿の水質分析なり脱水汚泥の検査、溶出試験ということになります。まず、その試験等につきましては、基準値以内ということになっております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 今、資料を取り寄せております。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） ただいまご質問いただきました大気汚染負荷賦課金でございますが、ばい煙発生装置を昭和60年4月1日の段階で設置している硫酸化物等の排出している炉の排出ガスの最大値が一定以上のある事業所に対する賦課金でございます。賦課金の使い道については、過去の環境汚染で被害を被った方々への賠償等の費用に充てられているというものでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） これはどこに支払っているものなのかということまず1つですね。

それから、この各測定の中のダイオキシンというのはこっちの下のほうの各種測定委託料のほうに入っているのかどうか。

それから、ダイオキシンとか過去にそういう事例があったので気になる場所なんですけど、ダイオキシンの濃度としては大体どの辺の今、数値を表しているのか、基準からどの程度の現状なのかというあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） ダイオキシン測定の結果でございますけども、基準値は2.3ナノグラムーTEQノルマル立方メートルでございますが、焼却場の1号炉につきましては、0.017、2号炉については0.072ということで基準値を下回っているものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） あのね、先ほど答弁いただいた1日当たりの1万8,800円、1万6,600円という中に、これは社会保険料等の共済費とは別というふうに考えているのかどこの予算計上見ても、連合の場合でも給料、職員手当、共済費って別々に予算計上になっていて、委託料の場合も人件費、それからボーナスが入っているのかどうか分かりませんが、その中身とそれから共済費は、共済というか社会保険料とは別に計算されている設計になっているんじゃないでしょうか。

か。そこをお聞かせください。金額はいいですよ。そういう仕組みになっているかどうかをお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 先ほどの単価のご質問でございますけども、その中に含まれているものについては、給与相当額、あとは手当、これにつきましては、家族手当、住居手当、通勤手当と。あとは、賞与等も含まれているということになります。社会保険料は別になります。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 納入先、まだ伺っていない。

それと各種測定委託料の納入先、これも参考に教えてくださいたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 暫時休憩を取ります。

午後1時50分 休憩

午後1時54分 再開

~~~~~

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁保留中の答弁を求めます。

中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずダイオキシン類の測定業務の支払先でございますけども、日鉄環境株式会社釜石センターでございます。あと、大気汚染の負荷量賦課金につきましては、独立行政法人環境再生保全機構に納付しているものでございます。

あと1点、ダイオキシンの先ほどの答弁を訂正させていただきますと思います。

先ほど基準値のほうを2.3ということでお話ししましたけども、まず排ガスの部分については基準値は5ナノグラム-TEQノルマル立方メートル、それ以下が基準値でございます。それに対して、1号炉については0.017、2号炉については0.072ということになっております。あとは、焼却灰につきましては、基準値は3ナノグラム-TEQノルマル立方メートルになりますけども、1号炉につきましては、0.00013、2号炉につきましては、0.00082という測定結果となっております。あと、ばいじんにつきましては基準値は3ナノグラム-TEQノルマル立方メートルに対し、2.3という数値になっております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款公債費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款災害復旧費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、財産に関する調書の説明を求めます。

吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

78ページ、79ページをご覧ください。

1 公有財産（1）土地及び建物（総括）についてありますが、まず、土地について、久慈北道路工事に伴い、土地を売り払ったことにより、325平方メートルの減となり、決算年度末現在高の合計は16万1,327平方メートルとなっております。

次に、建物であります。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は1万394平方メートルとなっております。

次に、80ページ、81ページをご覧ください。

2 物品は、取得価格が80万円以上の重要物品の決算年度中の増減高を表したものであります。

決算年度中におきまして、水槽つき消防ポンプ自動車の減、消防用無線中継装置の減、救急自動車積載備品の減、消防用超短波無線電話装置の減、心臓マッサージシステムの増、合わせて6点の減といたしまして、決算年度末現在高は70点となっております。

最後に、3基金について、ご説明申し上げます。

（1）介護給付費準備基金であります。6,897万円を積み立て、3,324万5,000円を取り崩し、合わせて3,572万5,000円の増額となり、決算年度末現在高は2億8,052万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

認定第1号「令和元年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

~~~~~

日程第7 認定第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第7、認定第2号

「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 認定第2号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

46ページ、47ページをお開き願います。

科目ごとに収入済額でご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料であります。収入済額は12億8,184万4,000円。収納率は98.30%となっております。

この内訳であります。1節現年度分特別徴収保険料は、11億9,077万8,660円となっております。

2節現年度分普通徴収保険料は、8,856万8,700円、収納率は91.23%で前年比0.18ポイントの増となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、249万6,640円、収納率は15.37%で前年度比1.63ポイントの減となっております。

なお、不納欠損額は635万8,900円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料であります。11万円です。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、介護保険法に基づく保険給付費に要する費用の国の負担分であり、11億220万5,771円とな

っております。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、保険者間における介護保険の財政力格差を調整するため交付されるものであり、4億9,473万6,000円となっております。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業等の地域支援事業に要する交付金で、1億4,328万7,670円となっております。

48ページ、49ページをお開き願います。

3目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に対する補助金で、105万2,000円となっております。

4目介護保険災害臨時特例補助金は、令和元年台風第19号に係る介護保険料、利用者負担の減免に対する補助金で、54万7,000円となっております。

5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金で、933万6,000円となっております。

次に、4款1項支払基金交付金は、保険給付及び地域支援事業に要する費用の第2号被保険者負担分であり、17億4,550万6,909円となっております。

次に、5款県支出金、1項県負担金は、9億3,399万9,169円となっております。

50ページ、51ページをお開き願います。

2項財政安定化基金支出金は、令和元年度はありませんでした。

3項県補助金、1目低所得者利用対策交付金は、令和元年度はございませんでした。

2目地域支援事業交付金は、6,728万1,809円となっております。

3目介護保険サービス利用者負担額特例措置支援事業費補助金は、275万4,000円となっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子であり、10万8,600円となっております。

52ページ、53ページをお開き願います。

次に、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、9億9,809万4,720円で、これは、各市町村からの負担金のうち、保険給付費、地域支援事業費及び事務分を、一般会計から特別会計へ繰り入れたものであります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、3,324万5,000円となっております。

8款1項1目繰越金は、平成30年度からの繰越金で、1億3,660万1,654円となっております。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金は、第 1 号被保険者に係る延滞金で、9 万 4,600 円となっております。

2 項雑入、1 目第三者納付金は、17 万 8,342 円、2 目返納金は、1,898 円、3 目雑入は、11 万 8,963 円となっております。

54 ページ、55 ページをお開き願います。

3 目雑入の主な内容であります。生活保護受給者に係る要介護状態等の審査判定委託料 7 万 3,402 円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳入、1 款保険料、質疑を許します。

8 番、下館岩吉君。

○8 番（下館岩吉君） 46 ページ、不納欠損額のところにこだわるわけですが、どっかで数字は見ました。現年度分と過年度分。この過年度分は何年分がこういう数字をつくっているのかということと、その徴収対策はいかなような方法を、毎年同じようなことをやっているとは思いますが、それで結局思うように徴収できていないと。審査意見書にもあるように、公平公正な負担を、適正な負担をしてもらうために、皆さんから頑張ってもらっているわけですから、不公平が生じないような形を少しでも早く解消していただきたい。

その下に、督促手数料とあります。金額は 27 万 7,000 円。収入が 11 万円。これは費用対効果としてはあまりにも低過ぎんじゃないですか。少なくともこの督促手数料分ぐらいは稼いでもらわなかったらという思いであります。この辺の見解をお聞きいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） まず、介護保険料の不納対策についてお話ししたいと思います。

これは、まず対策といたしましては、制度のまず理解を深めてまいりたいということでございます。そして、特にこの介護保険というものを理解されていない方がまだ、実際サービスを受けられない方はよく、私は受けないからというか、そういうことで払わないという方も中にはおられますので、そういう方に対して、しっかりと中身を理解していただくということでやっております。あとそして、督促状、催告状、そして昨年途中までは臨戸訪問も行っておりましたけ

ども、これは昨年台風 19 号災害があったり、また途中といたしますか、コロナウイルスが発生して直接といたしますか、対面式ができなくなって臨戸訪問の徴収はとりあえず諦めて、電話とかはがきその他で現在やっているというところがございます。そして、この介護保険は 2 年で時効となりますので、ほとんど、未納となった時点で時効がもうすぐといたしますか、来るような感じになっております。税金のように 5 年とかある程度の期間があれば、もう少し対策のしようも違ってくるんですけども、なかなか短いものですから、そして特に介護保険料は第 1 号被保険者が 65 歳以上、かなり高齢化しておりますし、あと、そういうことからの差押えといたしますか、そういうふうな対策というのなかなか難しいところがありまして、ちょっと、それでも今現在は未納対策として給付制限、これはサービス利用時にふだん 1 割 2 割の方であればそれをさらに 3 割とかというふうに増額して払ってもらうということなんですけども、そういうふうにして滞納者、収納率上げていくということで現在やっております。

あと、督促手数料につきましては、予算的には 27 万ほどということでございますけども、実際やっぴりもらうといたしますか、徴収するのはまず本税というか、保険料がまず第一というふうになってきますので、まずそれを第一に確保するということからこういうふうな結果となっているものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 8 番、下館岩吉君。

○8 番（下館岩吉君） そうすると、収入未済額のほうにありますけども、毎年というか 2 年に 1 回ですか、毎年になりますか、この 600 万前後残った 700 万も。2 年もたてばこれは欠損金として、不納欠損金として扱いはなるわけですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） ただいまのこの収入未済額の件でございますけども、これはまだ 1 年ありますので、その間に徴収できる分がありますから、この額ではないということをご承知いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 1 番、野場義時君。

○1 番（野場義時君） 1 つだけ確認。不納欠損額が 2 年で不納欠損になると言いましたけど、これ一部納付しても 2 年になるんですか、どうですか、1 つ。

○議長（佐々木栄幸君） もう一回お願いします。

○1番（野場義時君） 不納欠損が2年で不納欠損になると先ほど聞きましたけれども、一部納付しても2年で不納欠損になるんですか、確認です。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 2年納付されないと、結局は不納欠損ということになります、今言っているのはその期間内に一部入ってきた、どの段階で入ってきたかは分からないですけども、その入ってきた段階から2年というふうに理解しております。これはほとんど地方税法と同じ扱いに、たしかそこら辺はなっているという、ちょっと私も不完全な情報、あれなんですけども、たしか、不完全で申し訳ないですけども、そういうふうに理解しております。

○議長（佐々木栄幸君） 1番、野場義時君。

○1番（野場義時君） そうすると2年になって全額不納欠損に落とすというよりは公平性を欠かないためには一部でも納付してもらって残していくという手段もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 一部でも納付していただければ、こちらとしては大変ありがたいんですけども、なかなか今言ったようにうちのこの広域の場合、第1号被保険者の負担割合といいますか、それが低所得者の割合が多くて、第1段階から第3段階まで低い基準のところが多いもんですから、一部納付で少しずつでも払っていただければ非常に助かるんですけども、なかなか厳しい状態というふうになっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9款諸収入、質疑を許します。

8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 2項の雑入の第三者納付金というのを詳しく説明していただきたい。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） この第三者納付金は、交通事故等が原因で保険給付を行った場合の損害賠償でございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 続きまして、歳出であります。

58ページ、59ページをお開き願います。

科目ごとに、支出済額でご説明申し上げます。

1款介護総務費、1項介護総務管理費、1目一般管理費は、介護保険に係る一般管理経費で、3,688万5,948円となっております。

2項徴収費は、収納事務に係る印刷経費等で、97万2,734円となっております。

3項介護認定審査会費は、要介護、要支援の審査判定業務に係る経費で、4,799万7,522円となっております。

60ページ、61ページをお開き願います。

4項趣旨普及費は、介護保険制度の周知、啓発に係る経費で、32万4,000円となっております。

次に、2款保険給付費は、支出済額が61億8,867万3,858円で、前年度比較、2億8,709万8,521円、4.86%の増であります。

1項介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5までの認定者に係る給付費で、55億1,977万3,810円と

なっております。

1 目居宅介護サービス給付費から10目特例居宅介護サービス計画給付費までとなります。

64ページ、65ページをお開き願います。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定者に係る給付費で、1億2,657万1,685円となっております。

1 目介護予防サービス給付費から8目特例介護予防サービス計画給付費までとなります。

66ページ、67ページをお開き願います。

3 項その他諸費は、岩手県国保連合会に支払う審査支払手数料で515万7,450円となっております。

4 項高額介護サービス等費は、利用者の自己負担分について、所得状況に応じ、一定の上限額を超えた分を給付するものであり、1億5,563万7,212円となっております。

68ページ、69ページをお開き願います。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の負担合計額について、所得状況に応じ、一定の上限額を超えた分を給付するものであり、1,156万4,945円となっております。

6 項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の低所得者に対する、食費・居住費の負担が限度額を超えた分を給付するものであり、3億6,996万8,756円となっております。

7 項その他のサービス等費は、障害者ホームヘルプサービスを利用していた低所得者に係る負担軽減分の給付費ではありますが、支出はございませんでした。

70ページ、71ページをお開き願います。

3 款地域支援事業費は、総合事業のサービス給付費及び管内各市町村が設置している地域包括支援センターに対する事業の委託料等で、4億3,395万5,625円、前年度比較、1,131万844円、2.54%の減であります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は総合事業のサービス給付費等で、2億729万2,900円となっております。

2 項一般介護予防事業費は、総合事業開始後の旧介護予防事業移行分の委託料で、5,908万円となっております。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営費及び在宅医療・介護連携推進事業などの委託料で、1億6,658万2,000円となっております。

72ページ、73ページをお開き願います。

4 項その他諸費は、岩手県国保連合会に支払う総合事業分の審査支払手数料で、100万725円となっております。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で、6,897万731円となっております。

5 款諸支出金は、過年度分に係る、第1号被保険者への保険料還付金及び国・県支出金の前年度精算に係る返還金等で、2,593万5,811円となっております。

74ページ、75ページをお開き願います。

6 款予備費であります。予備費からの充用はございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款基金積立金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほど財産の説明あったのですが、いわゆる介護給付準備金の関わりだと思っておりますが、6,897万、73ページですよ、6,897万731円の積立金になっておりますが、第8期にかかって積み立てるけど、この積立によって決算残高は幾らになるのか。先ほどの81ページの説明との関連はどうなるのか、お聞かせください。こちらの決算は決算年度末現在では2億8,052万3,000円となっているんですけど、この積立ての金を積み立てたことによってこの金額がどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） これは同額となるものでございます。先ほどの説明した基金2億8,052万3,000円と同額になります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

認定第 2 号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、認定第 2 号は認定することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第 8 議案第 1 号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第 8、議案第 1 号「令和 2 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は歳入・歳出別に説明を受け、款ごとに質疑を行い、審査を行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

なお、議案第 2 号に係る審議につきましても同様の審議方法といたしますので、ご了承願います。

第 1 条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。

吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 議案第 1 号「令和 2 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金であります。前年度繰越金の市町村負担金への充当などにより、1 目総務負担金は、924 万 9,000 円の減、2 目介護保険負担金は、3,770 万 8,000 円の減、3 目火葬負担金は、205 万 8,000 円の減、4 目塵芥処理負担金は、

2,315 万 8,000 円の減、5 目し尿処理負担金は、1,676 万 9,000 円の減、6 目消防負担金は、3,105 万円の減。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

この項は、合わせて 1 億 1,999 万 2,000 円の減額を計上いたしました。

なお、市町村ごとの負担金の増減であります、17 ページをご覧ください。

市町村負担金賦課表の右下の合計欄になります。

久慈市 6,968 万 8,000 円の減、洋野町 3,339 万 4,000 円の減、野田村 933 万 8,000 円の減、普代村 757 万 2,000 円の減となっております。

それでは前に戻っていただきまして、10 ページ、11 ページをお開き願います。

6 款 1 項 1 目繰越金であります、前年度繰越金で、1 億 10 万 8,000 円の増額を計上いたしました。

7 款諸収入、2 項 1 目雑入であります、自治総合センターコミュニティ助成金 40 万円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳入、1 款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、質疑を許します。

14 番、城内仲悦君。

○14 番（城内仲悦君） 歳出にもありますけど、コミュニティ助成事業の 40 万の内容、そして補助先をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 城内消防次長。

○消防次長（城内和彦君） お答えします。

この補助金は一般財団法人自治総合センターの令和 2 年度コミュニティ助成事業の助成決定に伴い、久慈広域連合一般会計の歳入、歳出の予算に計上するものですが、これは久慈地区幼少年婦人防火委員会のほうに消防から助成するという形で、洋野町にありますみどり丘保育園のほうに鼓笛セットを助成するという形になっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 次に、歳出であります。まず、補正予算給与費明細書について、ご説明いたします。

14ページをお開き願います。

一般職（1）総括であります。比較欄でご説明いたします。

給与費職員手当、249万2,000円の増となっております。下の表は、職員手当の種別ごとの増減の内訳となっております。

16ページをご覧ください。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であります。職員手当は、実績見込みによるその他の増減分249万2,000円の増となっております。

それでは、前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出、3款民生費、1項1目介護保険費であります。介護保険特別会計介護総務費繰出金1,497万3,000円の減、介護保険特別会計介護給付費繰出金2,192万5,000円の減、合わせて3,689万8,000円の減額を計上いたしました。

4款衛生費、1項衛生総務費、1目衛生総務管理費であります。職員給与費249万2,000円の増額を計上いたしました。

5款1項消防費であります。1目消防本部費は、職員被服貸与経費703万8,000円の増、地域防災組織育成補助金40万円の増、合わせて743万8,000円の増額を計上いたしました。

3目消防施設整備費は、署所施設整備経費748万4,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳出、3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今、ただいま職員給与費、給与明細書の説明で、超過勤務が増えたということ、超過勤務の分だというふうな説明があったんですけど、超過勤務が増えた要因というのはどういうことでここ

に計上するぐらいの内容になったのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらの職員給与費でございますけども、汚泥再生処理センターの建設等に係る職員の超過勤務手当の分となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 職員被服貸与経費ですが、これの内容とそれから備品購入費で久慈消防署と洋野消防署の関係ですが、内容、備品購入の中身をお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

これは需用費、備品購入費ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための救急等の活動の際に必要な資機材を購入するものです。需用費の職員被服貸与経費につきましては、救急活動用の感染防止衣112着です。あと、空気呼吸器用の面体として、126基を購入予定です。

次に、備品購入になりますけども、オゾン殺菌庫を久慈消防署、山形分署、野田分署、普代分署に配備予定です。

もう一つは、オゾン水の生成装置になります。これは久慈消防署、洋野消防署に配置予定となっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第9、議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。
橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費補助金78万6,000円の増額を計上しました。

次に4款1項支払基金交付金であります。1目介護給付費交付金は、現年度分介護給付費交付金2,072万2,000円の減、2目地域支援事業支援交付金は、現年度分地域支援事業支援交付金242万5,000円の減、この項、合わせて2,314万7,000円の減額を計上いたしました。

次に7款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、介護総務費繰入金1,497万3,000円の減、介護給付費繰入金2,192万5,000円の減、この項、合わせて3,689万8,000円の減額を計上いたしました。

次に、8款1項1目繰越金は、前年度繰越金1億4,738万6,000円の増額を計上しました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） それでは、歳出に

ついてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出、1款介護総務費、1項介護総務管理費、1目一般管理費は、財源更正のため、補正額の増減はありません。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、財源更正のため、補正額の増減はありません。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、財源更正のため、補正額の増減はありません。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、5,786万1,000円の増額を計上いたしました。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金は、国、県への前年度保険給付費負担金の精算返還金3,026万6,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほどの決算年度末残高が2億8,052万3,000円ですが、これ単純に足せば現在高になりますか。5,786万1,000円を足すと総額幾らなんですか。現在高は。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） これは単純に足しただけでいきますと、3億1,078万9,000円になるんですけども、これから今後ですけども、計画作成のためにこれを取崩しいたしますので、ちょっと幾らになるかはまだ未定のところありますけども。現在高は3億1,078万9,000円になっています。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 8期計画において保険料が

高騰するやつを抑えるためにね、これまでこの基金を使ってきたんですよ。だから、単純に現在の現在高を見るには、この補正予算の5,786万1,000円と、先ほどの決算書の決算年度末現在高の2億8,052万3,000円を足した金額が現在高だというふうに理解していいんですかって聞いている。ただ、それは今後当然使われますよ。現在高はそうでいいですかという確認です。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） そのとおりですけども、先ほどの金額ちょっと間違えまして、申し訳ございません。訂正をお願いします。3億3,838万4,000円でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 閉会

**○議長（佐々木栄幸君）** 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第5回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

**午後2時40分 閉会**